

恩納村結婚新生活支援事業 補助対象要件 フローチャート

令和7年3月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されましたか。

いいえ
→

はい

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下ですか。

いいえ
→

はい

申請日において夫婦の住民票の住所が恩納村の住所となっていますか。

いいえ
→

はい

夫婦の所得を合算した金額(前年1月～12月)が1,244万円未満ですか。

いいえ
→

はい

いいえ

夫婦双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っていますか。※

いいえ
→

はい

いいえ

夫婦双方または一方が結婚を機に離職しましたか。

いいえ
→

はい

以下の条件を満たしていますか。

- ・恩納村に継続して居住する意思がある。
- ・夫婦ともにほかの公的制度による家賃補助等を受けていない。
- ・夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。
- ・生活保護受給者ではない。
- ・世帯全員が村税等の滞納をしていない。
- ・世帯全員が暴力団員ではない。

いいえ
→

はい (裏面へ)

補助対象外

住宅取得・賃貸費用の
申請をする場合

引越費用の
申請をする場合

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用ですか。

いいえ
→

はい

はい

婚姻に伴い物件を取得・賃貸するため
の費用ですか。

いいえ
→

はい

新たに同居する住居への
引っ越しですか。

はい

物件を取得・賃貸する契約者は夫婦の
いずれかですか。

いいえ
→

はい

引越業者または運送業者へ
支払った費用ですか。

はい

補
助
対
象
外

要件に該当する可能性があります。
手続きについてご相談ください。

お申込み・お問い合わせ先

恩納村役場 定住促進室（担当：玉城）
〒904-9492 恩納村字恩納2451番地
【TEL】098-966-1201
【Mail】teijuu@vill.onna.lg.jp